

図書費の執行について

10月11日の定例研修会で、市民図書館から図書費の執行について説明がありました。これまでの説明と重なる部分もありますが、下のように整理してみたので参考にしてください。

1 そもそもなぜ今市民図書館の説明か・・・

図書費の特別配分があった学校は、学校によっては総額200万円くらいの予算規模になるので、いわゆる2週間ルール（執行決議書の起案を2週間明ける）だと、とても執行しきれないことから、今後どうしたらよいか市民図書館に相談したことがはじまりです。市教委にも間に入ってもらって、今回の説明となりました。

2 市民図書館の説明を箇条書きにまとめてみました。

- (1) 2週間ルールについては、1週間に変更する（監査への対応は市民図書館が行う・・・これがちょっと心配ですが・・・）
- (2) 特別配分については、K社もブックコーとしてくれることになっている
※K社に聞いてみたところ、既にブックコートして納品しているそうです。
- (3) 管理システムは小学校から順次T社のシステムに移行していく。
- (4) G社を使った場合、情報BOXでのトラブルが懸念されるので、G社を使う場合の情報BOX管理は学校で行ってほしい。
- (5) 執行決議書は1枚目の一行目のみ記載（例：ノルウェイの森 他別紙のとおり）し、請求書・納品書の添付でOK
- (6) 図書館消耗品については学校教育課の所管だが、市民図書館でも予算要求していきたい。
- (7) ブックコート代金を図書単価に上乗せして執行することはOK（既に（2）の例では上乗せされているとのことです）

3 今後どうなっていくか

まず、「私たちとしては購入希望リストだけを図書館に提出し、図書館が一括購入（入札？）して、学校に納品してほしい」ということを伝えましたが、前向きな返事はもらえませんでした。市民図書館の説明を聞くと、いずれ全ての学校の図書管理システムはT社となり、その際は図書の購入もT社にならざるを得ないとの印象を受けました。実際、質問に対する図書館側の答えもそういう感じでした。

なお、特別配分について知らない方が多かったように思います。「市内基礎データ」を修正して後日再アップします。